

平成28年度第4回津市入札等監視委員会の会議結果報告

- ① 会議名 平成28年度第4回津市入札等監視委員会
- ② 開催日時 平成29年2月20日(月)
午後2時30分から午後4時30分まで
- ③ 開催場所 津市役所本庁舎4階庁議室
- ④ 出席した者の氏名
西川 源誌 委員長 (弁護士)
伊藤 庄吉 委員 (行政書士)
小川 友香 委員 (税理士)
月岡 存 委員 (三重大学名誉教授)
前川 準一 委員 (公認会計士)
事務局 総務部長、総務部次長、調達契約担当参事、
調達契約課長ほか2人
説明員 営繕課長ほか2人
- ⑤ 内容
 - 1 入札・契約に関する報告について
 - (1) 入札及び契約手続の運用状況
 - (2) 指名停止措置等の運用状況
 - 2 入札等監視業務について
入札・契約抽出事案の審議
 - 3 その他
 - (1) 地域格付要件型の発注方法について
 - (2) 公契約条例の検討について
- ⑥ 公開又は非公開
公開
- ⑦ 傍聴者の数 0人
- ⑧ 担当 総務部調達契約課工事契約担当
電話番号 059-229-3122

・議事の内容 下記のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

Q 対象案件一覧(随意契約)のNo.1「本庁舎大規模改修工事に係る基本設計等業務委託」について、随意契約の理由を教えてください。

A 当該業務は、本庁舎の老朽化した空調、給排水、電気設備等の各種設備の改修及び更新を行う基本設計等を行うものでございまして、本庁舎内で執務を行いながらの施工となりますことから、執務や市民サービスへ与える影響が最小限となるような計画的かつ効率的な設計が求められることや、各種設備の詳細な調査を行った上で、最も効率的な施工方法の検討や本庁舎に適した設備の選定、新たな設備を採用することによる建築構造検討を行うことが必要であったことから、本庁舎の整備計画を円滑に進めるため、本庁舎の設計者であって、庁舎の設備や構造を熟知した株式会社石本建築事務所名古屋支所であれば、短期間での履行が可能で、経費面についても有利であるとし

て、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を行ったものです。

(2) 指名停止措置等の運用状況

Q 指名停止期間が別の指名停止期間に包括されるような場合、例えば併科のような場合に期間の追加等を行う規定は無いのでしょうか。

A 例えば独占禁止法違反では指名停止措置を受けた者が10年以内に同様の指名停止が行われる場合、加重する措置はございます。仮に指名停止期間内に再度の指名停止措置を受けた場合、始めの指名停止期間に、次の指名停止期間が包括される場合は、再度の指名停止を決定した時を始期とすることから、加算を行う規定が無いため、実質的に意味があるのかという課題はありますが、始めに指名停止期間の最長期間である24月の指名停止を行ったことをもって次の指名停止措置を行わないというものではありません。

Q 期間が包括される場合であったとしても、指名停止期間は24月が最長の指名停止期間であるということでしょうか。

A そうです。24月を超えることはございません。

Q 例えば、指名停止期間が終了間際になって、また別の指名停止措置が発生した場合には、その時点から新たな指名停止が始まり、結果的には期間として更に長くなるということでしょうか。

そうだとすれば、期間が包括される案件との取り扱いにバランスとしての違和感を感じますが、検討の余地は無いのでしょうか。

Q 基準では、取り扱いについて規定はありますか。

A 指名停止基準の第7条第4項では、指名停止の期間を長期の2倍まで延長することができる規定があり、指名停止期間が24月を超えることができないという規定がございます。

Q これは一案件で24月を超えることはできないということではないのでしょうか。通算についての取り扱いに係る規定はあるのでしょうか。

A 規定はございません。

○ 取り扱いとして今後検討の余地がありそうな気がします。

同様の不誠実な行為等が続けて発生した場合には、相応のペナルティを受けてもらうことで、抑止力として意味があるように思います。

○ 刑法においても複数の犯罪を犯した場合、併科されていく規定がありますが、そうしなければ取り扱いのバランスがとれないと思います。期間の包括に係る取り扱いの一方で、指名停止期間が終了間際になって、新しい事実が発生した場合、指名停止期間が長くなるというのは取り扱いとして適正でない気がします。

A 指名停止基準は、指名停止の決定を受けた時から、一定期間、不良不適格業者を公共工事等から排除することを目的としたものであるためであると思います。

A 従来であれば、各自治体で、取り扱いが様々であった時期がございましたが、中央公契連から各自治体で取り扱いを一定にするよう運用申し合わせが通知されました。その運用申し合わせによりますと、新たな指名停止が決定した時期から新たな指名停止措置を講じるよう通達がなされております。

御指摘のように、指名停止を受けた時期によって、指名停止の期間が長い、短いが生じてしまうのは課題があるところではございますが、取り扱いを一定にするべきというという考えがある中で、本市についても、その取扱いに基づいて現在運用しています。

Q 指名停止基準の別表を見ると、最長24月とある中、「贈賄」等については24月とされていますが、その他についてはある程度裁量により決定されることになっています。「贈賄」については重く受け止められているということでしょうか。

A これについても、中央公契連の指名停止基準により措置期間を定めていますが、「贈賄」については裁量の余地なく、最長の24月となっていますのは、やはり重いものとして取り扱われていることだと思います。

A 指名停止基準の別表を御覧になって頂くとわかりますように、別表第1と別表第2に分かれています。

別表第1は三重県内で生じた工事中の事故等に対する措置基準であり、別表第2は不正行為に対する措置基準ということで、別表第2は三重県内に関わらず、発生すれば全国で指名停止になります。

工事中の事故についても、当然発生してはいけないことではありますが、安全管理が不十分であった場合や全く講じられてなかった場合もございすし、裁量による判断が要求される場所であり、「贈賄」等については、受注者として本来不適切ですし、ある意味当事者自身が事実を知りながら行っているという意味も含めて重い措置になっているものと思います。

Q 指名停止措置については、一般に公表されているのでしょうか。

A 津市建設工事等に係る公表に関する要領に基づき公表しています。

Q 業者が指名停止措置について、甘い、厳しいという意見を言う機会はないのでしょうか。

A 指名停止については、津市建設工事等入札参加資格審査委員会に諮って、指名停止期間を決定していますが、期間の長短に係る意見につきましては、措置を受けた当事者を含め意見を頂くことはございます。

Q 意見を反映させることも考慮すべきかと思いますが。

A 国についても中央公契連のモデルを出してしまして、これにならう自治体も多く、本市の指名停止基準については、三重県を参考にしていますが、全国の事例と比較しても厳しいものかと考えています。指名停止期間が長ければ、参加業者が減少するという弊害も発生してしまう可能性もありますことから、難しい部分もありますが、機会あるごとに見直していかなければならないと考えています。

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 野村第二排水区雨水管渠築造工事

<事後審査型条件付一般競争入札（工事）>

Q 初回は、全者最低制限価格未満であるということですが、2回目は同様の事由により11者が失格されています。最も高い価格で応札された業者も予定価格と比較した場合、500万円くらい低いわけですが、1回目の予定価

格は高すぎたのではないのでしょうか。

もう少し低い金額であっても業者は施工できると考えているとは考えられないのでしょうか。

A 予定価格がそもそも高かったのではということですが、設計担当所管で適正に積算した結果ですので、必要以上に予定価格が高かったものとは考えてはいません。

○ 税金でもって工事を行うわけですから、適正な施工内容が確保できるなら、相対的に安いほうがいいのではと思います。

応札業者はこの金額で施工できると考えて応札しているわけで、初回は全者最低制限価格未滿で失格してしまう、次の開札でも同様に11者が失格してしまうのには違和感があります。

A 土木一式工事については比較的最低制限価格を類推しやすいこともあり、価格のせめぎ合いがあったと考えますが、制度上、致し方ない部分はあるものと思います。

Q 不調になった際の最高価格と最低価格との差はいくらでしょうか。

また、31番目で最低制限価格未滿となった業者の入札価格と最低制限価格との差額はどれくらいあるのでしょうか。

A 最高価格と最低価格との差は13万円です。

13万円の範囲内に31者がおさまっています。

31番目の失格者の応札額と最低制限価格との差が2万円程度でございます。

○ 僅か2万円で施工の確保が担保されなくなるのは、常識的に考えにくいと思います。制度を変えることは難しい部分があるかもしれませんが、何らかの対策をするべきかと思います。

Q 5,600万円から4,800万円に予定価格が下がりましたが、工事内容として品質上は問題ないのでしょうか。

当初から2回目の予定価格でできなかったのでしょうか。

A 工事内容を変更しての再発注となっています。年度内での工事完成が困難であると判断し、最大限工期短縮が可能となるような設計内容の見直しを行う中で、本来舗装の本復旧を行うものを仮復旧に変更するなど、当初の工事内容とは変わっていますものの、適正に設計、積算を行っていますので品質上は問題ないと考えています。

Q 今後、近い時期に関連工事があるということですね。

A はい。年度が替わりましたら本復旧を予定しています。

Q 再発注はコストが余分に必要ですし、本復旧まで行った方が良かったのではと思いますが。

A 結果として発注を分割することになり、残工事を舗装工事として発注することになりますので、事務局としても議論はありましたが、今回につきましては検討の結果、年度内完成を最優先として発注しました。

事務局の考え方としましては、例えば、物品売買や業務委託の場合であれば、その場で2度目、3度目の入札はできますが、工事については、現在郵便入札の手法をとっていますので、困難な部分もありますものの、もし初度の入札で再度の入札を執行していれば、契約が可能であったこともあります。

し、今後の検討課題としていきたいと考えています。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 香良洲エコ・ステーション場内整備工事

＜事後審査型条件付一般競争入札（工事）＞

Q 参加者が29者で最低制限価格未満が27者であって池田造園が落札者という結果ですが、No. 29の上浜排水区排水路整備工事についても同様の傾向で池田造園が落札者となっていますが、何らかの因果関係は考えられるのでしょうか。

A 両案件とも業種が土木一式工事であって、地域・格付区分についても津・香良洲地区のCの業者による入札であったというのは共通する部分であり、対象業者も多く、競争の厳しい傾向にあります。そのような中で、最低制限価格の読み合いになったのは両案件とも同じ状況にあるものと考えます。

入札結果から見る限り、最低制限価格の増減調整の読み合いの結果と考えていまして、両者の結果について事務局としては、何らかの因果関係があったものとは考えていません。

Q 最低制限価格の読み合いはあったかもしれませんが、提示金額では施工不可能な工事であれば応札はしてこないはずですので、市の要求基準を確保した上で応札してきているということからすれば、やはり違和感を感じます。

先程の案件も今回の案件も、また次の案件も同様の傾向がみられるので何らかの検討が必要ではないでしょうか。

A 低入札価格調査や再度入札に対する検討も含めて、全てを一度に改めるのは困難ではあるかもしれませんが、試行的に行うなど、今後も検討課題としていきたいと思えます。

A 例えば、低入札価格調査という方法もありますが、他市の先行事例を見ますと、調査の結果、結果的に落札決定になっている事例がほとんどで、そうしますと、結局下へ下への入札額の低下が始まり、最低制限価格の設定自体が下がり始めてしまうことが懸念されます。これはこれで課題ですし、御指摘のとおり1万円、2万円の差はほぼありませんが、では1万円では大丈夫で、2万円ではどうかといった議論も発生してきます。それを踏まえますと、三重県で予定価格の事後公表を行っているように、業者の積算能力がより反映できる方法等を試行的にでも実施したいとは考えています。

Q 予定価格にある程度の範囲を設けて、設定するという方法はあるのでしょうか。

A 予定価格は本来、発注者が最初に定めなければならないものと考えますが、委員が仰られるのは、予定価格は事後公表でも、予定価格の幅を提示することによって、不調になる可能性を減少させ、なおかつ積算も促すことができるというものです。未だ事例は聞いておりませんが、貴重な御意見として受け止めたいと思えますし、検討したいと思えます。

※ 本件については、一部検討は必要であるが、概ね適正と認める。

(3) メッセウイング・みえ改修工事

＜事後審査型条件付一般競争入札（工事）＞

Q 参加者が9者で最低制限価格未満が8者ですが、No. 87のメッセウイング・みえ照明改修工事でも同様の傾向が見られます。いずれもメッセウイング・みえという同施設の工事ですが、何らかの特徴があるのでしょうか。

A No. 87は電気工事でございますが、両案件とも共通して言えますのは、施設の敷地内における施工となりますので、周囲の影響を受けにくく、施工条件には比較的恵まれており、施工内容についても特別な内容でもございません。発注時期についても、高額案件が少なくなる時期でございます。これら建築工事や照明工事については高額案件であったということで、応札者の受注意欲も高く、増減調整の読み合いもあったものと考えています。このことから、両案件に共通する特徴として、年度中期以降の高額案件であったことと、敷地内の施工という比較的施工条件に恵まれた案件であったことが要因だと考えています。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

3 その他

(1) 地域格付要件型の発注方法について

(建設業協会津支部及び一志支部への意見の提出についての経過報告)

(2) 公契約条例の検討について

Q 公共事業に従事する労働者の労働環境の確保ということで、その趣旨は厚労省が国交省に働きかけている社会保険等の加入促進等の動きがあつてのことと思いますが、公共事業においては必ずしも労働者の労働環境が確保されていない現実があるということでしょうか。

また、公契約条例にはその他の「品質及び適正な履行確保」や「公正性、透明性及び競争性の確保」や「談合その他の不正行為の排除」等の目的もありますが、メインの労働者の労働環境の確保との関連性はどうかあるのでしょうか。あるいは関連性はなく、並列に位置する目的と考えていいのでしょうか。

A 各自治体が業者と契約を締結するに当たっては、労働関係法令を遵守している業者と契約を締結すべきものですが、公契約条例には公共事業の契約の範囲内において、各自治体が独自に労働関係法令の遵守を業者に促し、徹底しているという趣旨があります。

また、労働者の労働環境の確保が主たる目的ではありますが、品質の確保や競争性の確保等についてはこれに付随するものであり、例えばダンピング防止策や様々な契約方法の活用等を行うことにより、ダンピングや多重下請けによる中間搾取により、下請けや孫請けの労働者に十分に賃金が支払われないことなどを防止することにも繋がりますので、単に賃金だけでなく、広義な意味で労働環境の向上に努める方法など、多角的に労働環境の確保に繋がるものがより効果的でないかと考えています。

Q 直接的にはこの議題に関係はないかもしれませんが、津市では名簿登載業者の完成工事高の利益率の調査は行っているのでしょうか。

A 利益率の把握は行っていません。

- 現在、三重県では建設産業の活性化を目指し将来ビジョンの策定を計画しているようです。その中で企業が適正な利潤を確保できる入札制度への改善の取り組みとして、売上高経常利益率の平均値の目標値を設定しようとしているようです。これらの試みや数値が条例設定に向けての何らかの参考になればと思います。
- Q 公契約条例における調査というと積極的にあら捜しに行くようなイメージに感じます。相模原市の事例など、労働報酬下限額についてはどう考えますか。
- A 労働報酬下限額については、最低賃金以上の支払額を津市の責任において設定していくこととなります。賃金とはいっても、労働者の仕事の成果や年齢、職種等、多種多様でございますので、一律的には決定し難いものです。
- また、賃金条項が注目されがちでございますが、労働環境については必ずしも賃金のことだけではございませんので、もっと広義に労働環境を確保することも考えられないかという部分もでございます。
- Q 私自身も労働報酬下限額の設定は課題も多いのではと思います。相模原市等、導入自治体では問題は無かったのでしょうか。
- A 先行自治体はある意味競い合うように賃金条項を設定して進めています。
- 具体的に問題は無かったのかが一番の関心どころでございますが、問い合わせを行っていますものの、現在のところ大きな問題は無いと伺っています。
- ある自治体では、落札率が上がり、労働者の賃金として還元されたのではないかという回答がありました。
- Q 他市の状況も調査されていることと思いますが、実際立入調査まで行っている事例はございますでしょうか。
- A 調査範囲内では事例はありません。
- 平成22年を始めとして先行された自治体に労働報酬下限額を設けている場合が多いのですが、それ以降公契約条例を制定した自治体では理念型に類する条例を制定した自治体も複数あります。どの自治体においても基本理念だけでは期待通りの効果が得られるかがわからないこともあって、ある程度実効性を担保するような手法がないか、賃金条項に固執するというのではなく、もう少し広義に労働環境が確保できないかについて検討した結果と聞き及んでいます。
- 条例を制定するに当たって、各地域の情勢は異なるものと思います。
- 条例を設けるに当たっての立法事実をしっかりと押さえ、該当事実があるのか等を踏まえた上で、条例を検討していく必要があると思います。津市が導入するのであれば条例案を提出するに当たって十分に検討して頂きたいと思います。
- 条例の主旨は良いのですが、個々の業者にとっては利益の圧迫要因となる可能性があり、どう対応していくのかという課題もあります。落札率が上昇することになれば、自治体の支出の増加に繋がりますので、必ずしも賃金条項が一般市民にとって良いことにはならないと思います。バランスを見ながら、立法事実を精査された上でないと、理念型に終わる方がむしろ良かったという評価に繋がる可能性もあるはずです。

事後審査型条件付一般競争入札

No.7

公 告 日	平成28年11月21日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成28年度下建公補第21号 野村第二排水区雨水管渠築造工事				
工 事 場 所	津市 久居野村町		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径100mm～1, 100mm) 348.8m 組立マンホール工 3箇所 小型マンホール工 6箇所				
工 期	契約締結の日から		平成29年3月24日	まで	
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 格 付 要 件	【ブロック】 久居	【地区】 久居・一志・白山・美杉	【格付】 B・A2・A1	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件					
設 計 図 書 関 係	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年12月9日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 関 係	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年12月9日 まで			
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 関 係 質 問	提 出 期 限	平成28年11月30日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成28年12月5日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成28年12月9日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年12月14日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	44,651,000 円 (税抜き)				
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。 				

予 定 価 格 44,651,000 円
 落 札 価 格 39,130,000 円
 最 低 制 限 価 格 39,130,000 円
 ※すべて税抜き
 落 札 率 87.6 %

〔開札経過〕 下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)			
順位	入 札 者	入札金額	備考
1	杉田土木(株)	38,940,000	失格(最低制限価格未滿)
2	(有)岡山工業	38,970,000	失格(最低制限価格未滿)
3	(有)小林組	38,980,000	失格(最低制限価格未滿)
4	(株)林組	39,070,000	失格(最低制限価格未滿)
5	本州舗装(株)	39,070,000	失格(最低制限価格未滿)
6	(株)磯田土建	39,080,000	失格(最低制限価格未滿)
7	(株)藤田組	39,090,000	失格(最低制限価格未滿)
8	(株)マエダ組	39,090,000	失格(最低制限価格未滿)
9	(株)ユーサン	39,090,000	失格(最低制限価格未滿)
10	(株)広山建設	39,120,000	失格(最低制限価格未滿)
11	(有)島岡	39,120,000	失格(最低制限価格未滿)
12	勢和建设(株)	39,130,000	落札決定
13	(有)青山建設	39,130,000	
14	(株)藤久建設	39,150,000	
15	(有)丸三建設	39,150,000	
16	(株)藤谷建設	39,170,000	
17	(有)永井組	39,170,000	
18	(有)大村建設	39,180,000	
19	仁中土木(有)	39,190,000	
20	(株)西川組	39,660,000	

事後審査型条件付一般競争入札

No.16

公 告 日	平成28年10月3日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成28年度南香地補第1号 香良洲エコ・ステーション場内整備工事			
工 事 場 所	津市 香良洲町	地内		
工 事 概 要	側溝工 91m 表層 1, 465m ² 門扉工 2箇所 フェンス 44m			
工 期	契約締結の日から	平成29年3月17日	まで	
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 関 係 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【アロク】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 C
		【アロク】	【地区】	【格付】
		【アロク】	【地区】	【格付】
		【アロク】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 関 係 事 項	閱 覧 期 間	本公告の日から	平成28年10月14日 まで	
	閱 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 関 係 事 項	購 入 期 間	本公告の日から	平成28年10月14日 まで	
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel.059-228-9811		
設 計 図 書 関 係 事 項	提 出 期 限	平成28年10月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成28年10月11日	ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成28年10月14日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年10月19日 午後3時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	21,399,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

予 定 価 格 21,399,000 円
 落 札 価 格 18,600,000 円
 最 低 制 限 価 格 18,590,000 円
 ※すべて税抜き
 落 札 率 86.9 %

〔開札経過〕 下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)			
順位	入 札 者	入札金額	備考
1	(有)奥山住設	18,460,000	失格(最低制限価格未滿)
2	杉谷建設(株)	18,490,000	失格(最低制限価格未滿)
3	(株)津建材	18,490,000	失格(最低制限価格未滿)
4	中村造園(有)	18,500,000	失格(最低制限価格未滿)
5	(有)克工務店	18,500,000	失格(最低制限価格未滿)
6	(有)ヨシダ	18,510,000	失格(最低制限価格未滿)
7	(有)ケー・アンド・ケーホームズ	18,510,000	失格(最低制限価格未滿)
8	(有)尾鈴組	18,510,000	失格(最低制限価格未滿)
9	(有)奥山組	18,510,000	失格(最低制限価格未滿)
10	前橋建設(株)	18,520,000	失格(最低制限価格未滿)
11	(有)ヤマト産業	18,520,000	失格(最低制限価格未滿)
12	(有)永田組	18,520,000	失格(最低制限価格未滿)
13	別所工業(株)	18,530,000	失格(最低制限価格未滿)
14	アイティエム(有)	18,530,000	失格(最低制限価格未滿)
15	(有)安建	18,530,000	失格(最低制限価格未滿)
16	(株)奥田設備	18,530,000	失格(最低制限価格未滿)
17	(有)丸茂建設	18,530,000	失格(最低制限価格未滿)
18	(有)丸木	18,530,000	失格(最低制限価格未滿)
19	(有)大里産業	18,530,000	失格(最低制限価格未滿)
20	(株)西出	18,540,000	失格(最低制限価格未滿)
21	ジーテック(有)	18,540,000	失格(最低制限価格未滿)
22	鳴川工業	18,540,000	失格(最低制限価格未滿)
23	前田組(株)	18,560,000	失格(最低制限価格未滿)
24	(株)川口組	18,570,000	失格(最低制限価格未滿)
25	(株)岸田建設	18,580,000	失格(最低制限価格未滿)
26	足尾造園土木(株)	18,580,000	失格(最低制限価格未滿)
27	クリマシィー(有)	18,580,000	失格(最低制限価格未滿)
28	池田造園	18,600,000	落札決定
29	(有)八景造園	無効	技術者を専任で配置できないため

事後審査型条件付一般競争入札

No.65

公 告 日	平成28年10月3日		工 事 担 当 課	當 繕 課
工 事 名	平成28年度営ス振第39号 メッセウイング・みえ改修工事			
工 事 場 所	津市 北河路町	地内		
工 事 概 要	改修 本館 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 2階建 延面積 8,467m2 ※上記に係る建築工事等 一式	別棟 鉄骨造2階建 延面積 121m2 機械室、駐輪場		
工 期	契約締結の日から 平成29年2月14日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地 域 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 関 する 事 項	閱 覧 期 間	本公告の日から 平成28年10月21日 まで		
	閱 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年10月21日 まで		
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年10月12日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成28年10月17日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成28年10月21日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年10月26日 午後2時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	48,530,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

予 定 価 格	48,530,000 円
落 札 価 格	43,690,000 円
最 低 制 限 価 格	43,670,000 円
	※すべて税抜き
落 札 率	90.0 %

〔開札経過〕 下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)			
順位	入 札 者	入札金額	備考
1	草深林業(株)	43,570,000	失格(最低制限価格未滿)
2	林建設(株)	43,590,000	失格(最低制限価格未滿)
3	(株)岩田組	43,610,000	失格(最低制限価格未滿)
4	安濃建設(株)	43,620,000	失格(最低制限価格未滿)
5	杉谷建設(株)	43,640,000	失格(最低制限価格未滿)
6	日本土建(株)	43,660,000	失格(最低制限価格未滿)
7	東海土建(株)	43,660,000	失格(最低制限価格未滿)
8	(株)アイケーディ	43,660,000	失格(最低制限価格未滿)
9	(株)山幸建設	43,690,000	落札決定